

(目的)

第1条 この規則は、身体障害者に対して自動車の改造に係る費用(以下「自動車改造費」という。)を助成する重度身体障がい者自動車改造費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に基づく地域生活支援事業とする。

(助成の対象等)

第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、自動車改造費に対する助成を行うことができる。

2 自動車改造費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 自動車改造費に対する助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、自動車改造費に対する助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により自動車改造費に対する助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車改造費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により自動車改造費に対する助成を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 熊本市重度身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

制定	昭和51年12月	1日	市民局長決裁
改正	昭和61年4月	1日	市民局長決裁
	平成2年4月	1日	市民局長決裁
	平成10年4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成17年4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成18年10月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成24年6月21日		健康福祉子ども局長決裁
	平成24年8月31日		障がい保健福祉課長決裁
	平成25年3月26日		障がい保健福祉課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者の自動車改造に係る費用を助成することで、障がい者の社会活動への参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 この要綱に規定する熊本市重度身体障がい者自動車改造費助成事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項に規定する地域生活支援事業とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、在宅生活を行っている者で、障害区分及び障害等級が別表に掲げる区分に該当する者
  - (3) 就労、就学その他社会活動へ参加し自立するために自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部に改造する必要がある者
  - (4) この事業による助成を受けたことがない者、又は助成を受けたことはあるが、諸般の事由により当該助成の対象となった自動車を現に有しない者(前回受けた助成から4年以上経過している者に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、申請を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別障害者手当の当該月の所得制限限度額を超える者は、この事業による助成を行わないものとする。

### (助成)

第3条 事業による助成は、申請1回につき自動車1台に限り行うものとする。

- 2 助成の対象となる改造は、第2条に規定する重度身体障がい者の自動車運転を可能にするためのものとする。
- 3 助成する金額は、前項に規定する改造に要する経費と同額(10万円を限度とする。)とする。

### (申請)

第4条 事業による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

### (助成の決定及び却下)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い自動車改造費の助成又は却下の決定をし、申請者に通知するものとする。

### (助成金の返還)

第6条 市長は、改造費の支払を受けた者が次の各号に該当するときは、助成額の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段によって自動車改造費の助成を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	肢体不自由			脳原性運動機能障害			平 衡 機能障害
	上肢	下肢	体幹	両上肢	一上肢	移動	
1 級							
2 級							
3 級							
4 級							
5 級							
6 級							